

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 21 年 12 月 15 日

岩手県医療局長 田 村 均 次

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和 39 年岩手県医療局管理規程第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日の範囲内の期間</p> <p>(10)～(24) [略]</p> <p>(休暇の単位等)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第34条第9号、第19号及び第20号の休暇の単位は、1日又は1時間とする。</p> <p>5 1日を単位とする第34条第9号、第19号及び第20号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>6 1時間を単位として使用した第34条第9号、第19号及び第20号の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>7 [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。<u>以下この号において同じ。</u>)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、<u>若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定めるその子の世話をを行うことをいう。</u>)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(<u>その養育する子が2人以上の場合にあっては、10日</u>)の範囲内の期間</p> <p>(10)～(24) [略]</p> <p>(休暇の単位等)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第34条第9号、<u>第18号</u>、第19号及び第20号の休暇(<u>以下「特定休暇」という。</u>)の単位は、1日又は1時間とする。</p> <p>5 1日を単位とする<u>特定休暇</u>は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>6 1時間を単位として使用した<u>特定休暇</u>を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>7 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。